

令和8年8月14日
沖縄総合事務局

令和 7・8 年度 内閣府沖縄総合事務局発注の建設工事に係る
競争参加資格(建設工事)の再認定について

令和８年７月１日に経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、希望者を対象に、競争参加資格の再認定を実施します。

○ 今般、令和8年7月1日より、経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、事業者が新たな審査基準に基づく評価を受け、より適切な資格区分で入札に参加することが可能となるよう、希望による競争参加資格の再認定を実施します。（詳細は、別紙参照）

対 象 者	改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和7・8年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者
受付期間	令和8年8月14日(金)～令和8年12月21日(月) ※ 認定予定日は適正な申請書を受理した日から1ヶ月～1ヶ月半程度です

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 岡田 大輔
契約管理係長 渡具知 武瑠
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 098-866-1981 (直通)

(別紙)

経営事項審査の審査基準改正に伴う 一般競争(指名競争)参加資格の再認定の実施について

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書を取得した者は、希望により当該総合評価値通知書に基づき令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格の再認定の申請を行うことができます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定又は決定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格の再認定の申請を行うことができます。

なお、経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

2. 再認定のスケジュール

下記の期間の間、再認定の受け付けを行います。
認定日(予定)は、適正な申請書を受理した日から1ヶ月から1ヶ月半程度です。

受付期間
令和7・8年度の競争参加資格の場合 令和8年8月14日～令和8年12月21日

3. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式5-1、様式5-2及び様式5-3)
- ② 申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高について二以上の希望工事種別に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高について一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表(様式6-1及び様式6-2)

- ③ 業態調書(様式 7-2)
- ④ 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書の写し
- ⑤ 共同企業体等調書(様式 9-1 及び様式 9-2) (経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請する場合)
- ⑥ 申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争(指名競争)に参加を希望する者であるときは、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 19 条の 7 第 2 項に掲げる書類に準ずる書類

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①(様式 5-1)、③、④及び⑤を提出。

4. 随時の資格審査の申請に係る留意事項

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評価値通知書(建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 21 条の 4 に規定する経営事項審査の総合評価値通知書をいう。以下同じ。)は、経営事項審査の審査基準日(告示(平成 20 年国土交通省告示第 85 号をいう。以下同じ。)第 1 第 1 号の 2 に規定する審査基準日をいう。以下同じ。)が申請をする日の 1 年 7 月前の日以後のものうち最新のものである必要があります。
- ② 随時申請を行う場合は、最新の総合評価値通知書であれば建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和 4 年国土交通省告示第 827 号)による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書を使用することも可能です。

5. その他再認定の申請に関する留意事項

再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請にあたっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

一般競争(指名競争)参加資格の再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行なうことはできません。内閣府沖縄総合事務局から受けているすべての認定資格について再認定を申請していただきます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき認定部局又は工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

6. 申請方法及び申請場所

以下に掲げる提出場所において申請を受け付けます。なお、提出方法は文書持参方式、文書郵送方式及び電子メール方式のいずれかになります。

受付担当部局	住所	電話番号
		メールアドレス
沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館 4 階	098-866-0031（内線 2541）
		okisou-sikaku-kouji.n3a@ogb.cao.go.jp

7. 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、内閣府沖縄総合事務局のホームページから入手してください、ホームページアドレスは、以下のとおりです。

https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008749.html